

# 原子力損害賠償制度の 現状と課題

●講師

下山俊次

(日本原子力発電(株)参事)

●出席者

今井隆吉

(助世界平和研究所  
研究顧問)

内山洋司

(筑波大学教授)

川又民夫

(日本COM(株)元相談役)

北村行孝

(読売新聞東京本社  
科学部長)

坂田東一

(物理化学研究所理事)

竹下寿英

(麻布大学教授)

武部俊一

(科学ジャーナリスト)

十市 勉

(助日本エネルギー経済  
研究所首席研究員)

國信重幸

(助政策科学研究所所長)

今井 本日は下山先生から「原子力損害賠償制度」についてお話しいただきます。よろしくお話しいたします。

## 問題の所在—国内問題と国際問題

下山 原子力損害賠償制度という  
と、一般的には、事故の後始末の問題  
といったイメージを持たれることが多  
いと思うのですが、原子力開発との関  
係や政策的配慮を含めてお話ししたい  
と思います。

いま「原子力損害賠償制度」を考え  
なければならぬのは、国内的にも国  
際的にも解決すべき課題があるからで  
す。

国内的には、五年前にJCO事故が  
起り、四十年前につくられた原子力  
損害賠償法(以下、原賠法)が初めて

適用されました。しかしそれによって  
制度の弱点・欠陥が表面化すること  
なり、原賠法を安心建前法から実質救  
済法にしなければならぬという議論  
が起りました。原子力事業者は、企  
業リスクと自助努力の範囲を考えるべ  
きであり、また、国の果たすべき役割  
も重要だということです。JCO事故  
が、事業者側にも国側に原賠法を改め  
て見直させる契機になったと思います。

国際的には、一九八六年のチェルノ  
ブイリの事故で初めて大型越境損害が  
現実の問題となり、国際条約の不備を  
各国が実感しました。同時に原子力事  
業が国際的に展開され多様化する中で、  
原子力損害賠償問題が、原子力事業の  
進展を阻害する要因の一つとして顕在  
化している面も改めて認識されるよう  
になりました。

さらに、核物質や再処理後の高レベ  
ル放射性廃棄物の国際輸送も問題にな  
っています。かつては日本だけが使用  
済み燃料を国際輸送していましたが、  
最近ではアメリカのプルトニウムをフ  
ランスに送るなど、日本以外にも核物  
質の国際輸送が行われています。

軍事利用が盛んだった時代のロシア  
の負の遺産処理の問題もあります。核  
解体はアメリカとロシアが同じテンポ  
で処理していかなければなりません。が、  
ロシアのプルサーマルが進まないため  
に、アメリカのほうも進められない状  
況です。ここではロシアに損害賠償制  
度がないことが隘路になっています。

そして原子力資機材の国際取引の問  
題もあります。かつてはアメリカだけ  
が供給者でしたが、いまはロシア、カ  
ナダ、フランスが原賠法を持っていな